

## 申請に対する処分の審査基準・標準処理期間（個票）

管理 No.	H067
--------	------

所管部署： 保健所 保健予防 課  
（ 医療給付 係 / 電話：93-8397 ）

根拠区分	法律 ・ 条例	
許認可等の名称	未熟児養育医療の給付等	
処分権者	市長	
根拠規定	根拠法令・条例題名 (制定年/区分/発令番号)	母子保健法 ( 昭和40年8月18日法律第141号 )
	根拠規定条項	第20条第1項
基準規定	基準法令等題名 (制定年/区分/発令番号)	母子保健法 ( 昭和40年8月18日法律第141号 )
	基準規定条項	第20条第1項・第2項・第3項
	審査基準	<p>1. 市は養育のため病院又は診療所に入院することを必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療の給付を行い、又はこれに代えて養育医療に要する費用を支給することができる。</p> <p>2. 1の費用の支給は、養育医療の給付が困難であると認められる場合に限り、行うことができる。</p> <p>3. 養育医療の対象は、次の症状等がみられる場合で、医師が入院を必要とする未熟児であると認めたものとする。</p> <p>①出生児の体重が2000g以下</p> <p>②体温が異常に低い場合</p> <p>③呼吸器、循環器系、消化器系などに異常がある場合</p> <p>④強い黄疸がある場合</p>
標準処理期間 (経由機関の日数)	約1ヶ月	
本票の作成日	平成29年 1月31日作成	
更新履歴(更新日)	改正沿革 平成 年 月 日改正	

審査基準(裏面追加)

	基準内容
審査基準等 補足	